

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事務局長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

第 25 期川崎町農業委員会

令和 7 年 7 月総会議事録

期 日 令和7年 7月10日(木)

場 所 川崎町役場庁舎
2階 入札室

1、総会事務局開会宣言 午後 13 時 30 分

1 番 田所 義信	2 番 中島 隆	
4 番 西山 一郎	5 番 松江 英幸	
	8 番 中村 明	9 番 大内田 峰夫
10 番 原口 友博	11 番 山下 理江	12 番 原 健治
13 番 横田 裕子		

3番	藤川	航
6番	宗吉	弘行
7番	星野	宗広

4、本会事務局長 森元 幸吉 係長 久保山恵美子 主任主事 北代 剛

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●●委員、●●番 ●●委員

その他

事務	局長	それでは、定刻になりましたので今から令和 7 年度 7 月の農業委員会を開催いたします。 それでは田所会長ご挨拶をお願いします。
議	長	皆さんこんにちは。 田植えの方もみなさん終わっていると思いますが、●●さんがあと少し残っていると聞いています。気温も毎日高いので日中の農作業、熱中症には十分気をつけて下さい。 以上です。
事務	局長	ありがとうございました。 本日は●●さん、●●さん、●●さんが欠席の連絡がありました。 本日は農業委員会 13 名中、現在 10 名の出席でありますので、定数に達してますので総会は成立いたします。 また、推進員さん 6 名全員出席であります。 これより議事を行いたいと思います。 議長は会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。 それでは会長お願いします。
議	長	はい。 それでは議事に入ります。 日程 1、議事録署名委員の決定について議題といたします。 議事録署名委員は議長において指名することに異議ございませんか。
委 議	員 長	はい。 異議なしと認め議事録署名委員は●●番、●●委員、●●番●●委員をお願いいたします。 それでは議案に入ります。 議案第 1 号、番号 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。
北代	主事	はい。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について番号 1、申請人、譲受人、住所、川崎町大字安真木●●番地の●●、氏名、●●、年齢●●、人員 2、農主 1、農従 1、耕作面積、自作地、1,043 m²、借入地なし。農機具の状況、トラクター、コンバイン、田植え機、噴霧器、刈払機等。 譲渡人、川崎町大字川崎●●番地の●●、氏名、●●、年齢、人●●員 2、農主、農従ともになし。自作地、●●m²、借入地、なし。 土地の所在、大字安真木字方川原、地番●●番●●、地目、田、地積●●m²、同じく大字安真木字方川原、地番●●番●●、地目、田、地積●●m²、合計 2 筆の計●●m²です。通作時間は徒歩 2 分、申請理由は●●であります。もともとこの農地は●●さん所有でしたが、●●さんの分家さんの家にお返しすると言う事です。以上です。

議	長	今、事務局の説明が終わりました。現地確認に行った●●委員補足説明をお願いします。
●●	委員	6月27日に事務局と現地確認しました。先ほど事務局が説明したとおりですが●●番●●、●●番●●両方とも今現在も耕作している農地です。 以上です。
議	長	ただ今の事務局の説明および現地確認に行った●●委員補足説明について質疑および意見のある方は挙手をお願いします。
委	員	なし。
議	長	ないようですのでお諮りいたします。議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。 賛成多数ですので、議案第1号番号1、農地法第3条の規定の許可申請については原案どおり承認といたします。 続きまして、議案1号、番号2、農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
北代	主事	はい。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について番号2、申請人、譲受人、住所、川崎町大字川崎●●番地の1、氏名、●●、年齢●●、人員2、農主1、農従1、耕作面積、自作地、●●㎡、借入地なし。農機具の状況、トラクター、噴霧器、刈払機等。 譲渡人、田川郡福智町神崎●●番地、氏名、●●、年齢●●、人員2、農主、農従なし。自作地、●●㎡、借入地、なし。土地の所在、大字川崎字市場ヶ迫、地番●●番●●、地目、畑、地積●●㎡、通作時間は車で1分、申請理由は●●であります。もともと●●さんが●●さんのこの農地を借りて●●をされていましたが今回、●●と言う事になりました。
議	長	今、事務局の説明が終わりました。現地確認に行った●●委員補足説明をお願いします。
●●	委員	もうずいぶん昔から●●さんのこの農地を借りた時点で●●、当時は●●を作っていて今は●●を作っています。 。●●さんの息子さんもいますが定年後技術を取得して跡を継いでいくのではないかと思いますので問題はないと思います。 以上です。
議	長	ただ今、事務局の説明および●●委員の補足説明について質疑および意見のある方は挙手をお願いします。
委	員	なし。
議	長	ないようですのでお諮りいたします。議案第1号番号2農地法第3条の規定による許可申請について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。 賛成多数ですので、議案第1号番号2、農地法第3条の規定の許可申請については原案どおり承認といたします。 続きまして、議案1号、番号3、農地法第3条の規定による許

北代 主事

可申請について事務局説明をお願いいたします。
はい。

北代 主事

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
番号 3、申請人、譲受人、住所、飯塚市平恒●●番地の●●、
氏名、●●、年齢●●、人員 1、農主 1、農従なし、耕作面積、
自作地、借入地なし。農機具の状況、刈払機。
譲渡人、古賀市日吉●●、氏名、●●、年齢 77、
人員 2、農主、農従なし。自作地、●●㎡、借入地、なし。土地
の所在、大字安真木字薙野、地番●●番、地目、田、地積●●
㎡、同じく大字安真木字薙野、地番●●番、地目、田、地積、●
●㎡、大字安真木字道免、地番●●番、地目、畑、地積、●●
㎡、合計 3 筆の計●●㎡です。通作時間は徒歩●●分、申請理由
は●●であります。●●さんは新規の就農者なので次の 7 ページ
裏に営農計画書をつけています。9 ページを開いてください。田
んぼの下に●●があると思うんですがその家も一緒に買って移住
してこちらに来るそうです。以上です。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認に行った●●委
員補足説明をお願いします。

●● 委員

6 月 27 日に現地確認しました。事務局が説明したとおりです。
●●さんの家屋、田、畑、全て買ってこちらに移住してくるそう
ですが、聞いた話によればもう近所の人に挨拶まわりも済ませて
いるそうです。以上です。

議 長

ただ今、事務局の説明および●●委員の補足説明につい質疑およ
び意見のある方いますか。

●● 委員

この方はいまサラリーマンかなにかですか。

北代 主事

はい。●●さんは今現在、●●に勤務しています。この話は地元
の方にとってもいい話だと思いますし、もう週末には家に行って
何か作業をしているみたいです。

議 長

他に何かありませんか。

委 員

なし。

議 長

ないようですのでお諮りいたします。議案第 1 号、番号 3 農地
法第 3 条の規定による許可申請について、承認することに賛成の
方、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。
賛成多数ですので、議案第 1 号番号 3、農地法第 3 条の規定の
許可申請については原案どおり承認といたします。

続きまして議案第 2 号、番号 1、非農地証明願について事務局説
明をお願いいたします。

北代 主事

はい。

議案第 2 号、非農地証明願について番号 1、申請者住所、川崎町
大字川崎●●番地の●●、氏名、●●、土地の所在、大字安真木
字小古野、地番●●番●●、地目、畑、現況地目、山林、地積、
●●㎡、同じく字楡ノ木、地番●●番●●、地目、畑、現況地
目、山林、地積、●●㎡、同じく字久保畑、地番●●番●●、地
目、畑、現況、山林、地積、●●㎡、同じく字御手水、地番●●

議長

●● 委員

議長

委員
議長

北代 主事

番●●、地目、畑、現況、山林、地積、●●㎡、合計 4 筆の計●●㎡、申請理由は 33 年前から山林として課税されていて農地への復旧が困難である。続いて 12 ページをご覧ください。全て山林化して入れるところだけ写真をつけています。以上です
ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員補足説明をお願いいたします。

13 ページを見ても分かるように全て山林化して農地への復旧は難しい思い、非農地証明を出しても問題はないと思います。
ただいまの事務局の説明及び●●委員の補足説明について質疑及び意見のある方挙手をお願いいたします。
ないですか。

なし。

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 2 号番号 1、非農地証明願いについて承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので議案第 2 号番号 1、非農地証明願については原案どおり承認といたします。

続きまして議案第 3 号番号 1、農地売買等事業にともなう農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の承認について議題とします
事務局説明をお願いいたします。

はい。

議案第 3 号番号 1、農地売買等事業にともなう農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の承認について、譲受人住所、田川市大字奈良●●番地の●●、氏名、●●、年齢、●●、家族構成、人員 4、農主 1、農従 1、自作地、田川市●●㎡、川崎町●●㎡、借入地なし、合計●●㎡、農機具の状況、トラクター、コンバイン、田植え機、噴霧器、刈払い機等。

買主かつ売主の住所、福岡市中央区天神 4 丁目 10 番 12 号、氏名、公益財団法人福岡県農業推進機構です。

譲受人住所、田川市西本町●●番号●●、氏名、●●、年齢、●●、人員、1、農主、農従なし、自作地、●●㎡、借入地、なし、農機具なしです。

土地の所在、大字池尻字小倉畦、地番、●●番、地目、田、地積、●●㎡、同じく池尻字小倉畦、地番、●●番●●、地目、田、地積、●●㎡、合計●●筆の計●●㎡です。通作時間は車で●●分です。申請理由は譲受人、規模拡大、譲渡人、離農のためです。お手元に農地売買等事業というマーカーを引いた用紙があるのでご覧ください。真ん中に推進機構というのがあります。規模縮小農家から農地を買入れ、規模拡大農家に売渡しをする事業です。裏を御覧下さい。これは農地法ではありません。対象農地は市町村が定める農業振興地域の農用地区域内の農用地で、対象者は認定農業者、農地適格化法人、特定農業法人で川崎町の基準面積と言うのがあって川崎町は 73a 以上でないとこの事業は出

来ません。どんなメリットがあるかと言うと真ん中くらいに書いてある売主は、土地代金を速やかに支払います。税金の控除が受けられます。譲渡所得の特別控除 800 万。

買主は不動産取得税が軽減されます。（評価額の 1/3 が控除）登記費用は推進機構が負担しますが時間がかかります。機構が 1 回買って県に申請して承認を得たら相手に売り渡すのにだいたい 3 ヶ月かかります。以上です。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認に行った●●委員補足説明をお願いします。

●● 委員

事務局が説明したとおりです。規模拡大する●●さんに●●して問題はないと思います。

議 長

ただいまの事務局の説明及び委員の補足説明について質疑及び意見のある方挙手をお願いいたします。

他にございませんか。無いようですのでお諮りします。

議案第 3 号番号 1、農地売買等事業にともなう農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の承認については承認とし福岡県農業推進機構へ要請します。

議 長
委 員

それではその他、何かありませんか。

なし。

それ以外にほかに何かありますか。

ありません。

無いですかね。

無いようですので、以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。次回の総会は 8 月の 8 日、金曜日、朝の 9 時 00 分から開催し終わり次第、農地パトロールの出発式となります。どなたも出発式にともない帽子、ポロシャツ、腕章を忘れないようにお願いします。通常と時間が違いますので間違えないようにお願いいたします。

以上をもちまして川崎町農業委員会 7 月総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございます。

閉会 14 時 00 分

以上、会議の顛末を記録しその相違なきことを証するため署名する。

署名人

●● 番委員

●● 番委員

議 長

閉会 14 時 00 分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

9 番委員 _____ .

10 番委員 _____ .

議 長 _____ .